

サービスを利用するまでの流れ

児童通所支援を利用するためには、藤枝市への申請が必要です。
ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。



どうして市に申請するの？

「通所受給者証」をもらうためだよ。



① 申請

保護者の方が申請用紙に必要事項を記入して、こども発達支援課に提出します。(申請に必要なものはホームページ内参照)



② 児童支援利用計画案の作成依頼

申請のあと、保護者の方が相談支援事業所と連絡を取り、「児童支援利用計画案(以下: 計画案)」の作成を依頼します。



②までを確実にやらないと利用できないから、気をつけてね！

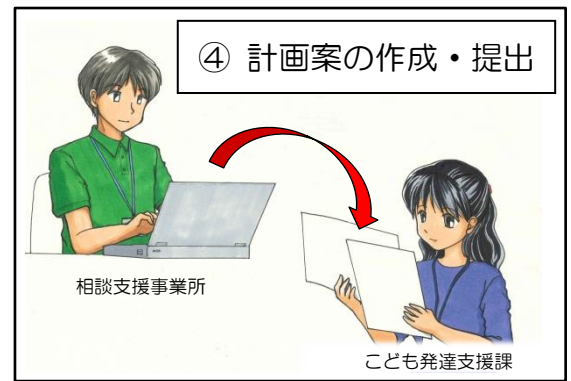
③ 面接

相談支援事業所が、計画案作成のために家庭訪問による面接をおこないます。



④ 計画案の作成・提出

計画案がこども発達支援課に提出されると、支給についての検討が始まります。



⑤ 支給決定

計画案をもとに、支給量などが決定します。支給決定すると、「通所受給者証」が交付されます。



⑥ サービス担当者会議

保護者同席のもと、相談支援事業所がサービス担当者会議を開いて、関係機関で連絡調整をおこないます。



⑦ サービス提供事業所と契約&サービス利用開始

サービス提供事業所と契約をむすび、サービスの利用が始まります。



⑧ モニタリング

モニタリングとは、サービスの利用状況などについての聞き取り調査です。

通所受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、相談支援事業所がおこないます。

